



長野県報

4月11日(月)
平成23年
(2011年)
第2257号

目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	1
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づく団体の名称変更の届出（森林づくり推進課）	2
基本測量の終了（建設政策課）	2
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結（監査委員事務局）	2

公 告

開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）	3
一般競争入札（企業局）	3
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（生活安全企画課）	5
一般競争入札（ものづくり振興課）	6
特定調達契約に係る落札者の決定（東北信運転免許センター）	6
正誤（税務課）	7



長野県告示第247号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月11日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

松本市保福寺字大沢752の182

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長野県告示第248号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月11日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字奈良井字峠1のロ、字上峠100のイの1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第249号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月11日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字奈良井字綿沢1451のイの17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第250号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月11日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡泰阜村3113の1、7395の1、7395の3から7395の9まで、7397、7441の1から7441の17まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第251号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第5条3項の規定により、財団法人長野県緑の基金から次のとおり団体の名称を変更する旨の届出がありました。

平成23年4月11日

長野県知事 阿部 守一

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
財団法人長野県緑の基金	公益財団法人長野県緑の基金	平成23年4月1日

森林づくり推進課

長野県告示第252号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月11日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量）

2 作業期間

平成22年5月10日から平成23年2月18日まで

3 作業地域

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、佐久市、北佐久郡軽井沢町・御代田町・立科町、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町・富士見町、上伊那郡辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・宮田村、下伊那郡松川町・高森町・喬木村

建設政策課

長野県告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月11日

長野県知事 阿部 守一

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成23年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

(1) 氏名 鵜川 正樹

(2) 住所 東京都武蔵野市西久保3丁目10番25号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局